

別紙 2

契 約 書 (案)

(案)
賃貸借契約書

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、沖縄県税務事務トータルシステム用機器等 (以下「機器」という。)の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲と乙の双方は、信義に従い誠実にこの契約に係る業務を実施するものとする。
2 乙は甲に対し、この契約の条項に従って、機器等の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

(賃貸借物件の納入)

第2条 機器等の賃貸借物件納入については、次のとおりとする。
(1) 機器等の品名、数量については、別紙1のとおりとする。
(2) 設置条件については、別紙2のとおりとする。
(3) 納入期限については、令和7年2月28日までとする。

(納入完了検査等)

第3条 乙は、第2条における賃貸借物件の納入を完了したときは、速やかに、甲に報告しなければならない。
2 甲は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格したときはその旨を乙に通知するものとする。
3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了後に、前2項の規定を適用する。
4 乙は、前2項の規定により検査に合格したときは、速やかな納入報告書を甲に提出するものとし、当該納入報告書の提出をもって賃貸借物件納入の完了とみなすものとする。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和7年3月1日から令和12年3月31日までとする。

(賃借料)

第5条 甲は、機器等の賃貸借に対する賃借料として 円を乙に支払うものとする。内訳については、次のとおりとする。

第4条の賃貸借期間：月額 円×61ヶ月

うち消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。） 金 円

〔（注）「消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び地方税法第72条の83の規定に基づき、賃借料に10/110を乗じて得た額である。〕

（賃借料の請求及び支払）

第6条 乙は、月額料金及び消費税額について、使用月の翌月に書面による請求を行い、甲は、支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

2 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

（ 契約が解除されるまでのその月の日数 / その月の日数 ） × 賃借料月額

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）により計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(機器等の保証)

- 第10条** 乙は、この契約期間中に機器等の故障又は障害（以下「障害機器等」という。）が発生した場合には、これの修理又は機器交換等は無償で保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由があるときは、この限りでない。
- 2 前項の故障等により機器等が全く使用できない場合、又は甲においてソフトの再インストール等を行ってもなお復旧しない場合には、乙は甲からの障害報告をもって代替機の提供を本島内にあつては1日以内、本島外にあつては2日以内に行うものとする。
 - 3 乙は甲に対し前項までの障害機器等にかかる原因を速やかに報告するとともに、機器等の安定的な稼働及び契約期間中の継続的な使用環境を確保するため、これと同種又は類似の障害の発生に対して、適正かつ迅速に復旧又は除去作業が行えるように、必要な技術情報の提供に努めなければならない。
 - 4 障害機器等の発生が、甲の通常業務の遂行に支障が生じるものとなった場合、この障害の復旧又は除去作業に関する緊急の支援を乙は甲に対して行うものとする。ただし、この支援に関する時期及び方法等は、甲乙双方の協議により決定されるものとする。
 - 5 本条で生じることになる直接費用及びこれに付随する費用は、甲の責に帰すべき事由がない限り、乙の負担とする。ただし、前項で決定される事項は、この限りでない。

(保険)

第 11 条 乙は、自己の費用で納入機器に新価特約付動産保険を付保するものとする。

(善管義務)

第 12 条 甲は、機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(バージョンアップ)

第 13 条 乙は、ソフト販売業者からバージョンアップの案内がある場合、遅滞なく甲へ通知するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、この契約に係る調達の手続に関して、苦情の申立てがなされた場合において、その処理結果が政府調達に関する協定の規定に違反していると認められたときは、契約を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙に通知し、この契約を直ちに解除することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 16 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃借料の支払いを免れるものとする。

(立入及び秘密保持)

第 17 条 乙は、機器等の搬入又は交換・修理等のために機器等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙又は乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

3 前項の規定に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。

- (2) 既に保有しているもの。
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(秘密情報の取扱い)

第 18 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。
- 3 前 2 項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
 - (2) 既に保有しているもの。
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、業務を実施した際に取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 20 条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって、個人情報の保護に関する法律、

「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。

- 2 乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。
- 3 甲は、乙に対して必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、本契約に基づき措置を実施しなければならない。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了せず、頭書の賃貸借を行うことができないと明らかに認められるとき。
 - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
 - (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (7) 別記「個人情報取扱特記事項」に定める義務を果たさないとき。
- 2 甲及び乙は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に通知するものとする。

(ソフトウェアライセンス等の帰属)

第 22 条 乙がこの契約の定めにより納入する物のうちアプリケーションソフトに関する使用許諾契約に基づく使用权は、甲に帰属させるものとする。

(機器等の返還)

- 第 23 条** この契約の終了時において、乙が納入した物のうちマウス、テンキー、セキュリティワイヤー及び機器メーカー等が提供したマニュアル等の附属品（プリンタトナー等、消耗品に相当する物を含む。）については、甲の欠落を認めるものとする。
- 2 この契約の終了時又は契約の解除により機器等を返還する場合には、これに要する費用は、甲の責めに帰する場合のほか乙が全てを負担するものとする。

3 この契約には、賃貸借終了後に回収された機器等に保存された全てのデータ（以下「記録媒体」という。）について、当該データを完全に消去した上で、分解、粉碎、溶解、焼却、裁断などによって物理的に破壊し、確実に復元が不可能な状況にすることを含むものとする。また、記憶媒体の物理的な破壊措置の際には、実施から完了まで本県職員が立ち会いによる確認を行うものとし、破壊措置から1週間以内に当該破壊措置の証拠写真を添付した完了証明書を甲へ提出すること。なお、作業内容の仕様としては、以下のとおり。

ア 消去方法 米国国防総省規格準拠方式

イ 破壊方法 物理的破壊とし、復元不可能な状態とすること

ウ 作業場所 沖縄県総務部税務課（以下、税務課という。）の指示する場所

エ 結果確認 実施全台数に関する消去結果についての証明書を提出し、税務課の承認を得ること。証明書には以下の項目について記載すること。

- ① 施日
- ② 実施場所
- ③ 実施対象機器の製品名
- ④ 実施対象機器管理番号
- ⑤ 実施方法
- ⑥ 消去結果
- ⑦ 破壊方法
- ⑧ 結果確認者名

オ その他詳細については、別途指示する。

（暴力団等の排除）

第24条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

- 3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 25 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 26 条 乙は、本契約に係る業務に従事した者の勤務状況を明らかにした帳簿等を備え、かつ証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、本契約に係る業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 本契約に係る業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に本契約に係る業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

- 3 乙は、前二項の帳簿等を本契約の満了する日の属する年度終了後5年間保存しておくなければならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 27 条 契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 28 条 この契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 29 条 この契約に定めのある事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別記 I

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保存管理しなければならない。

(管理及び実施体制)

第 4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報
を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、
特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出
してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的
を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を
契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資
料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当
該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の
目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情
報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な
監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書
に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合
において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、

若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

- 第 13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

- 第 14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

- 第 15** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、

又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 18 乙は、第 1 から第 17 までの規定に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。